

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 8 月 1 4 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

1 審査請求書における主張

(1) 請求人は、もしも葬祭扶助が出ないのであれば、約 3 3 万円もかかる葬儀は行わなかった。令和 2 年 4 月 1 5 日に請求人が福祉事務所に交通費及び葬儀費用が生活保護費から支給されるか電話で問い合わせた際、葬儀費用は葬祭扶助が適用されるが金額等については即答できない旨の回答があった。請求人は福祉事務所からの連絡を待っていたが、福祉事務所からの連絡はなく、請求人の方から福祉事務所に尋ねたところ、費用の金

額を予め言う必要がある旨を伝えられた。

- (2) 上限額である20万9000円を1円でも超えたら1円も葬祭扶助は支払われないという見解は到底理の通るものではなく、合理的理由は全く見いだせない。実際にかかった葬儀費用が20万9000円を超えた場合、同額まで分は支給されるが、それを超える分は被保護者の自己負担となる、というなら、まだ合理的であると思料されるが、1円でも超えたら20万9000円はもとより1円でも支払わないというのは全く合理的な理由が見出せない。
- (3) 本件処分に係る保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）のうち、却下の理由中、根拠とされたとの「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」（平成26年3月31日付社援保発0331第2号通知）のうち「告示別表第8葬祭扶助基準」並びに「局長通知第7の9の（1）から（4）」なるものの内容の記載もなく、これらの記載内容の真偽及び却下の理由の是非を判断できず、理由不備というほかない。

2 反論書における主張

- (1) 「告示別表第8葬祭扶助基準」並びに「局長通知第7の9の（1）から（4）まで」には、葬祭費用が基準額を1円でも超えた場合には、全額支給してはならないといった明文の趣旨の記載は一切見当たらない。

厚生労働省において、会計検査院の是正の要求を曲解したものであり、本件処分は憲法25条に反する。もしも、会計検査院の通達自体も1円でも超えた場合には全額不支給とすべきという趣旨であれば、会計検査院の通達自体が憲法違反である。

- (2) 請求人は、令和2年4月15日午前9時45分頃から10時00分頃に、福祉事務所の担当者に対し、〇〇県に住んでいた母が死亡した旨及び葬祭扶助は支給されるか否か等を尋ねた

が、当初その時は、往復交通費と葬祭扶助というものがありそれが適用になりますとの趣旨の説明であり、20万9000円を1円でも超えた場合には全額不支給となることについての説明は一切何もなかった。

請求人は、予め事前に知らされていたならば、33万8150円も要する葬祭を行わなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年12月16日	諮問
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）
令和4年 2月28日	審議（第64回第1部会）
令和4年 3月15日	審議（第65回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法（生活保護法）の規定

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定め、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測

定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定めている。

そして、法 11 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類を規定している。

イ このうち葬祭扶助について、法 18 条 1 項は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われるとし、「検案」(1号)、「死体の運搬」(2号)、「火葬又は埋葬」(3号)、「納骨その他葬祭のために必要なもの」(4号)を掲げている。

同条 2 項は、左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができるとし、「被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき」(1号)、「死者に対しその葬祭を行う扶養義務者が無い場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき」(2号)を掲げている。

ウ 生活保護法施行規則 1 条 5 項は、法 18 条 2 項に規定する葬祭扶助を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと規定し、申請書の記載事項として、「申請者の氏名及び住所又は居所」(1号)、「死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係」(2号)、「葬祭を行うために必要とする金額」(3号)、「法 18 条 2 項 2 号の場合においては、遺留の金品の状況」(4号)が掲げられている。

ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではないとされている(同項ただし

書)。

(2) 保護の基準

厚生労働大臣の告示により定められる生活保護の基準（以下「保護基準」という。）によれば、処分庁（東京都〇〇区）の存する級地区分である「1級地－1」及び請求人の亡母の葬儀が行われた〇〇県〇〇市の級地区分である「2級地－1」における葬祭扶助の基準額は、大人209,000円以内とされている（別表第8・1）。

また、葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が15,580円を超える場合には、7,480円（23,060円から15,580円を控除した額）の範囲内において当該超える額を基準額に加算することとされている（同・3）。

(3) 局長通知

地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号。各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・9は、葬祭費の特別基準について、「(1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。(2) 法18条2項1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、葬祭扶助基準額表の額（かっこ内省略）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が

5, 350円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（かっこ内省略）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。（4）火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。（5）略。（6）略。」を定めている。

(4) 保護課長通知

地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」（平成26年3月31日付け社援保発0331第2号。各都道府県、指定都市、中核市民生主管部局長宛て厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）は、会計検査院から「葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して、葬祭扶助を行っていること」が適切ではないとの指摘を受けたとして、「葬祭扶助費は、その他の扶助費と同様に、支給に当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、葬祭扶助費の支給に当たっては、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うこと」とし、「葬祭扶助費は、葬祭に要する費用が、告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の（1）から（4）までの範囲内である場合に限って、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給するものであること。なお、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないので留意すること」等の改善に向けた取組を周知している。

(5) 会計検査院通知

前記(4)の保護課長通知の発出に先立ち、会計検査院長は、「単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて」（平成25年10月31日付25検第553号。以下「会計検査院通知」という。）により、厚生労働大臣に対して、会計検査院法34条の規定による是正の処置要求及び是正改善の処置要求を行った。

会計検査院通知のうち葬祭扶助に関する部分を抜粋すると別紙のとおりである。

2 本件処分について

(1) これを本件についてみると、請求人が喪主として葬儀を行うことになったこと、葬儀費用として本件葬祭業者から30万円を超える請求がなされていることについては特段争いがないものの、証拠上、請求人の亡母の遺留金品の金額、及び請求人のほかに扶養義務者となり得る請求人の弟の資産等の具体的な状況は必ずしも明らかではない。

(2) もっとも、処分庁は、上記(1)の点も踏まえつつ、本件申請に係る葬祭費用が葬祭扶助の基準限度額を超えるものであるとの観点から支給の可否を検討し、本件申請を却下することとしているため、以下、その判断に違法又は不当な点がないかを更に検討する。

本件申請に係る葬祭費用、葬祭扶助の基準額は以下のとおりとなる。

ア 葬祭費用

本件請求書によれば、本件葬祭業者から請求人に対する請求総額は33万8150円であるところ、このうち会葬御礼品代2万8600円及び折詰会席費用1万1550円の計4万0150円は葬祭扶助対象外費用であるから、本件の葬祭

費用は29万8000円と認められる。

イ 葬祭扶助の基準額

(ア) 次に、本件に適用される葬祭扶助の基準額について検討すると、保護基準の別表第8の1によれば、葬祭扶助の基準額は20万9000円となる（前記1・(2)）。

そして、本件請求書によれば、自動車料金（寝台車、霊柩車）として3万8632円が計上されており、1万5580円を超えているから、保護基準の別表第8・3により、7480円を限度とする額が加算されることとなる（前記1・(2)）。

(イ) また、本件請求書によれば、ドライアイス代8800円が計上されているから、局長通知第7・9・(4)の特別基準が適用される場合には、「火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算」として、同額の8800円が加算されることとなる（前記1・(3)）。

その他には、局長通知第7・9の(1)、(2)及び(3)の特別基準を適用すべき事情は認められない。

(ウ) 以上によれば、本件申請に係る葬祭扶助の基準額は、特別基準が適用される場合の支給限度額で22万5280円となる（20万9000円、7480円及び8800円の合計）。

ウ 検討

(ア) 上記ア及びイによれば、本件申請に特別基準が適用される場合の支給限度額は22万5280円となるのに対して、本件申請に係る葬祭費用は29万8000円となり、支給限度額を7万2720円超過しているから、本件申請における葬祭費用は、葬祭扶助の基準額を著しく超えているものと認められる。

なお、本件請求書には遺留金（自己負担額）として2万8323円が計上されているが、同額を葬祭費用29万800

0円から控除した場合でも葬祭費用は26万9677円となり、いずれにせよ、支給限度額である22万5280円を著しく超えることとなる。

(イ) 以上によれば、本件申請に係る葬祭費用は支給限度額を著しく超過しており、仮に本件申請に対して葬祭扶助を支給した場合には、「葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないので留意すること」とする保護課長通知に反することとなるから、処分庁が本件申請を却下する本件処分を行ったことは、保護課長通知の趣旨に沿うものと認められる。

そして、法に基づく保護費の支給は法定受託事務として行われるものであり、保護の実施機関において統一的な法の適用が図られるべきところ、保護の実施機関の裁量によって、上記保護課長通知と異なる法解釈ないし運用を行う余地はないものと解される。

そうすると、本件処分は上記のとおり保護課長通知の趣旨に適うものと認められる以上、会計検査院通知に従っているか否かを判断するまでもなく、違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、保護課長通知は、基準を1円でも超えた葬祭を行った場合には差額の補充すらなく全額支給されない取扱いとなっている点において、その前提とする会計検査院通知の解釈を曲解したものである、仮に会計検査院通知が保護課長通知と同趣旨である場合には、会計検査院通知自体が憲法25条に違反する旨を主張するが、本件処分については会計検査院通知に従っているか否かを判断するまでもなく、違法、不当な点はな

いと認められるので、この点については判断しない。

なお、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

- (2) また、請求人は、処分庁からは事前に基準額を超えた場合には1円も支給されないことを伝えられておらず、そのことを知っていれば約33万円の葬儀を行うことはなかった旨を主張している。

しかし、令和2年4月15日に請求人が処分庁に連絡し葬祭費用の支給の可否について問い合わせたことは当事者間に争いはないが、福祉事務所の担当者が葬祭扶助の支給が可能であることを確定的に回答したことを認めるに足りる証拠は存在しない。むしろ、同日時点では、請求人の亡母の遺留金品の金額や請求人の弟の資産等の具体的な状況は全く明らかではなく、法18条2項2号の要件に該当するかどうか判断することは困難であったこと、同月17日には福祉事務所の別の担当者が葬祭費用が基準額を超えた場合には葬祭扶助の対象にはならないことを明確に伝えていることからすれば、請求人からの当初の問合せに対して、福祉事務所の職員から葬祭扶助が支給される旨の確定的な回答があったものとは考え難い。

もとより、本件申請が葬祭扶助の支給要件を満たさないことは上記のとおりであり、処分庁の職員の説明の有無によって支給の可否が左右されるものではないから、請求人の主張には理由がない。

- (3) 請求人は本件処分通知書には「告示別表第8葬祭扶助基準」及び「局長通知第7の9の(1)から(4)」なるものの内容

の記載もなく、これらの記載内容の真偽及び却下の理由の是非を判断できず、理由不備というほかないと主張する。

しかし、処分庁は、本件処分に先立つ令和2年6月5日に、請求人に対して葬祭扶助について説明する書面を送付しており、同書面には保護基準による基準額が20万9000円となること、火葬に要する費用及び自動車の料金その他死体の運搬に要する費用についての調整があること、葬祭扶助は国が定めた上記の限度額において給付されるものであることが記載されている。そして、本件申請について、局長通知第7・9・(1)ないし(4)の特別基準のうち(1)ないし(3)に該当する事情はなく、同(4)に該当するものとして8,800円を加算したとしても支給限度額を超過し、支給は認められないことは上記2で述べたとおりである。

以上によれば、本件処分通知書において葬祭扶助支給限度額を上回っているため申請を却下することされている理由は十分に理解することが可能であるから、理由不備があるものとは認められない。

- (4) 請求人は反論書で、会計検査院通知を引用して主張しているが、会計検査院通知は、厚生労働大臣に対して、葬祭扶助の支給について、葬祭費用が基準額を超える葬祭に対して、葬祭執行者の申請により葬祭扶助を行っていた都道府県の事業主体があったことを指摘し、事務の是正及び是正改善を求めたものである(上記1・(5))。したがって、本件については、あくまでも保護課長通知に従って判断する。保護課長通知によれば、「葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないので留意すること」(上記1・(4))とされており、社会通念上、保護基準に

示された金額と比較しても約30万円の葬祭費用は高額と考
える。よって、本件処分は、事務の処理基準である保護課長通
知に則したものであり、合理的である。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や
法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適
正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)